

# 令和元年度 沖縄県相談支援従事者現任者研修 募集要項

## 1 研修目的

相談支援業務に従事している者に対し、困難事例等に対する支援方法についての助言、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、資質の向上を図ることを目的とします。

## 2 主催

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

※沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

## 3 受講対象者

以下の要件を満たす者

厚生労働省が定める相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」）を修了済で、かつ、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

※平成 26 年度に初任者研修を修了し、その後本研修を受講していない者は、今年度、本研修の受講が必要です。

※平成 25 年度以前に初任者研修を受講し、その後、本研修を受講していない者は、資格失効のため改めて初任者研修を受講する必要があります。

※令和元年所に初任者研修を修了した者は、本研修の受講対象外となります。

【参考】相談支援専門員を配置しなければならない指定事業所

一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援、重度障害者等包括支援

## 4 日程および会場

〈日程〉令和元年 11 月 13 日、14 日、15 日 （3 日課程）

〈場所〉イオンモール沖縄ライカム 3 階イオンホール（フードコート側、イオン銀行目印）

（住所：北中城村アヲ土地地区画整理事業区域内 4 街区）

## 5 募集定員

100 名程度 ※受講申込者多数の場合は、県と協議の上、選考を行うことがあります。

## 6 受講料

受講決定通知後、下記の受講料をお支払いいただきます

受講料：25000円

## 7 受講申込方法

ホームページから電子申請によりお申込みください。

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク (<https://www.osn.okinawa/>)

申込期限 令和元年10月16日(水) 15時

- 申込については記入間違いや記入漏れのないようご入力ください
- 送信後、記入いただいたメールアドレスに「申込受理完了メール」をお送りしますので必ずご確認ください。

問い合わせ先

〒901-2302 北中城村字渡口1001 渡口38ハウス

TEL： 080-6480-6178、090-6856-6995、090-6856-7079

mail： kenshu-osn@titan.ocn.ne.jp

## 8 受講者の決定

- (1) 選考の上、研修実施先のおきなわ障がい者相談支援ネットワークから10月25日頃に受講可否の通知を行います。通知が届かない場合はご連絡ください。
- (2) 申込多数の場合、所属長の推薦順位、実務経験年数等をご勘定の上、選考を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 修了証書の授与

研修過程を修了した者には修了証書を交付します。なお、研修欠席者（研修開始から30分以上の遅刻者含）には修了証書を交付できません。

## 10 相談事例の提出について

受講にあたっては、受講者全員に課題を提出していただくこととなっております。

詳細は受講決定通知の際、おきなわ障がい者相談支援ネットワークからお知らせします。

## 1 1 個人情報取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡、名簿等の作成のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。

## 1 2 研修受講時の留意事項

(1) 研修期間中の欠席者および研修開始から30分以上の遅刻者には修了証書は発行できません。

その場合でも、既に納入頂いた受講料は返還できませんのでご了承ください。

(2) 研修当日は午前午後ともに出席確認しますので、所定の受付場所で必ずチェックをお願いします。

(3) 次に該当する者は、受講を取り消しますので、ご注意ください。

①研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意にも従わない者

②学習意欲が著しく欠け、主催者側の再三の注意にもかかわらず改善されない者

例) ア 居眠り、おしゃべりをする

イ 携帯電話・スマートフォンの使用を続ける

ウ 研修中に電話で抜ける

エ 演習の時間に、その演習に加わろうとしない

オ やる気がないと公言する

③その他、主催者にて修了証書の発行が出来ないと判断した場合

※ 災害時等により研修が中止になる場合もあります。その場合の対応については沖縄県と協議した上で、受講者に通知いたします。